

社会資本整備審議会 都市計画・歴史的風土分科会 都市計画部会

第7回 公園緑地小委員会

平成19年5月21日（月）

【公園緑地課長】 大変お待たせをいたしました。

本日はお忙しいところをお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。ただいまから、「社会資本整備審議会 都市計画・歴史的風土分科会 都市計画部会 第7回公園緑地小委員会」を開催させていただきます。

私は司会を務めさせていただきます国土交通省都市地域整備局公園緑地課長でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本日、ご出席いただきました委員は、現時点で13名中5名でございます。議事運営第5に定めます定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

なお、C委員、D委員、G臨時委員、A委員、L専門委員、M専門委員におかれましては、本日はご都合によりご欠席との連絡をいただいております。E委員、及びJ専門委員におかれましては、本日、少しおくれてご参加をいただけるということでございますので、ご了承をいただきたく存じます。

次に配付資料でございます。お手元に一覧表とともに資料1から3、それから参考資料1から5までお配りしてございます。合わせて8種類でございますが、並びにパンフレット2種類につきましても、お手元にお配りしてございます。ご確認をいただきまして、過不足がもしございましたら、お申し出をいただきたいと存じます。

今、資料のご紹介をさせていただきました。参考資料2につきましては、未定稿のため、委員のみにお配りしておりますが、前回の議事録でございます。内容等に修正があれば、事務局までご連絡をお願いいたしたく存じます。

それでは、早速ですが、議事に移らせていただきたいと思いますので、これからの進行は委員長、よろしく願いいたします。

【委員長】 本日はお忙しいところお集まりくださいまして、まことにありがとうございました。

それでは、議事次第に従いまして進めてまいりたいと思います。委員の皆様、ご協力よろしく願いいたします。

本小委員会では、これまで6回にわたり小委員会を開催しておりまして、各委員のご意見を踏まえまして、事務局で今回、公園緑地小委員会報告「新しい時代における『みどり』の整備・保全・管理と総合的な施策の展開のあり方について」(案)について、ご説明をお願いいたしたいと思っております。

【事務局】 それでは、資料2と参考資料のほうが幾つかありますけれども、これに基づきまして最終的な報告の案という形でご説明申し上げたいと思っております。

まず、前回の小委員会のときに申し上げましたように、5回目のときまでは、この小委員会におきましても、全体が計画部会のほうでも中間取りまとめであるので、中間取りまとめという形にさせていただくという形でもって、この案のご説明をさせていただいたところでございます。

前回もご説明させていただきましたけれども、今回、全体の計画部会のほうも次期重点計画に向けた取りまとめと、その考え方を取りまとめていくということになりまして、その辺はまた後ほどご説明申し上げますけれども、この小委員会におきましても、都市計画部会に報告する最終的な案という形で取りまとめてございます。ですから、前半のⅠのほう、次期重点計画に対応し、重点的に整備・保全・管理を図る緑とオープンスペースの分野とその目標、この部分に重点を置いて、Ⅱのほうは、今後重点的取り組みを推進すべき事項というのがあるんですけれども、前回までは比較的Ⅱの部分のボリュームが小さく、また、後の検討にゆだねるような書き方をしておりましたけれども、今回の案につきましては、そこについて書き込みを行って、むしろボリュームとしては後半のほうが大きくなっているぐらいの形になってございます。

では、ご説明いたしますけれども、前半のⅠ番の部分、次期重点計画に向けた基本的な考え方につきましては、今までも2回、3回とご説明申し上げておりますので、本来でしたら、最終の小委員会ということになりますと読み上げをすべきところでございますけれども、要点をかいつまんでご説明させていただいて、それに関連する参考資料のほうで指標のことなどはごらんいただきたいと思います。

ページをめくっていただきまして、1ページ目でございますけれども、「はじめに」ということで、全体の都市計画、新しい時代の都市計画はいかにあるべきかという諮問の中で、一番下に書きました①から④についてこの小委員会で検討するというので、その検討の結果をこの報告としてまとめたという経緯をご説明しております。

2ページに行ってくださいまして、前半の「Ⅰ. 新たな社会資本整備重点計画に対応し、

重点的に整備・保全・管理を図る緑とオープンスペースの分野とその目標」ということで、基本的認識のところは現下の経済社会情勢のようなことが書いてございます。

2ページの下でございませけれども、大きい2番の(1)番ということで、この「みどり」の概念、今回から都市公園等とか公園緑地と、あるいは緑とオープンスペースと言いつ方から、平仮名で「みどり」という形で用語を使つてございませ。その辺に込めた意味をきちつと書くとつことで、「みどり」の概念、それから「みどり」に込める意味とつことをこの段で書いてございませ。

3ページのちつど真ん中の、「こうした」とつところでございませけれども、一番そこに「みどり」とつ言葉に込めた意味とつのを圧縮して書いてございませ。次期計画、さらに将来の都市の緑のオープンスペースのあり方等の決定に当たつては、物理的・空間的機能や効果だけでなく、良好な景観や地域の歴史・風土、生活文化の形成や自然観、郷土愛の醸成等、国民の精神性や満ち足りた幸福感、心身の健康の向上など多くの価値観を包含する包括的な概念をより強く込めた言葉として「みどり」とつ言葉を使う。かけがえのない国民共有の財産である「みどり」の総合的な機能や効果を最大限に発揮させることを念頭に置き、検討を進めていくことが重要である。その際とつことで、持続可能な社会を目指し、生物の多様性や生態系を適切に保全すべきこと、それから「みどり」が健全な都市生活を営む上で必要不可欠な環境基盤であることを、すべての「みどり」の整備・保全・管理に当たつて念頭に置くことが必要であるとつことでございませ。

その次の(2)番ですけれども、「みどり」に期待される機能と。実際に「みどり」が発揮している、あるいはこれから多く発揮すべき機能は何なのかとつことで、4ページ以降にまとめてございませ。これも後ほど参考資料のほうを見ながらご説明いたしませけれども、項目だけ申し上げますと、4ページの①うるおいのある生活環境の形成、それから②スポーツ・レクリエーション、自然とのふれあいの場の形成。今までの公園とか「みどり」とつものが一番ベーシックに持っていた機能とつようなことを、①②で書いてございませ。

それから③の地球温暖化等の防止、④野生生物の生息・生育環境の確保とつことで、幾つか先生方からお話がありました将来世代の財産となるとつような概念ですな。生物資源、遺伝子資源を保全し、すべての生命をはぐくむ機能を持っている。

それから⑤で都市・地域の防災性の向上。⑥で、地域に固有の美しい風景・景観、歴史・風土、芸術・文化の形成とつことで、右のほうのページに行つていただきませ、5行

目ですけれども、「みどり」は自然と人、人と人、人と地域などの健全なつながり、コミュニケーション、循環などの関係性を回復、向上させる機能、役割を根底に有しているということです。

(3) 社会資本整備重点計画における「みどり」の対象範囲ということで、重点法の中では、事業としては都市公園、それから緑地保全事業というようなものが入っているわけですけれども、成果となる目標の立て方ですとか、どのぐらい達成したかというところを見る上において、どういう「みどり」を対象にすべきかということを書いてございます。

都市公園とか道路、河川、港湾、広場、墓園、学校等の公共空間の「みどり」、それから都市緑地法等による土地利用規制や契約・協定によって担保されている民有の「みどり」、それから保全されている農地、林地、社寺境内地、あるいは家庭の「みどり」というもので、パブリックからプライベートの領域に至るまで、「みどり」は広義の公共財だと。前回、根本先生から公共財という言い方が、これでいいかというようなお話があったんですが、今回は「広義の」というのをつけました。その下にも広義の社会資本というのがありますけれども、この辺の言葉の使い方についても後ほど何かあれば、ご示唆いただきたいと思っております。広義の公共財であるという認識に立つことが必要であると。「広義の社会資本」として評価される「みどり」の対象範囲をできる限り柔軟かつ広範にとらえ、適切に整備・保全・管理するための方策を総合的に講じるべきであるというようなことでございます。

それから重点的に整備・保全・管理を推進すべき「みどり」の施策分野・領域についてということで、これから施策展開する上での大きなポイントということで、そこに並べてございます。(1) 中長期的に重要となる視点ということで、①美しい都市・地域・国土の形成を目指すということで、その一番下に書いてありますように、水と緑豊かな環境の保全・創出を推進する必要があるということでございます。②でございますけれども、歴史と文化に根ざした香り高い地域の形成を目指すということでございます。

6 ページに行ってくださいまして、③だれもが暮らしやすい社会の実現を目指す。④で持続可能な都市・地域・国土・地球環境の形成を目指す。それから⑤安全・安心な都市・地域・国土基盤の形成を目指す。⑥で、方法論でございますけれども、多様な主体の発意・参画による活力ある社会の形成を目指すということで、右側のページに行ってくださいまして、7 ページの一番上ですけれども、「みどり」に関する協働の取り組みというのが、一人一人の生活を豊かにし、人と人との活発な交流を進め、社会全体を活性化し、国民一人一人の力と意欲に支えられた都市・地域・国土づくりを進める大きな力となると。団塊の

世代というようにお話もございましたので、多様な主体の自主性や協調性、信頼感や連帯感に支えられた活力ある地域づくりの輪を広げる。関係性回復のためのプラットフォームとしての「みどり」の機能に着目した取り組みを推進する必要があるというようなことでまとめてございます。

(2)でございますけれども、次期計画における重点施策分野ということで、現行の4分野、そこに書いてあります「暮らし」、「安全」、「環境」、「活力」の4分野ということの中で、また、国土も考えていくということでございます。

きょう、午前中に計画部会の基本問題小委員会がございまして、その中で「暮らし」ですとか、「環境」という分野と一緒にしてはどうかというご意見がございました。今回のこの小委員会の報告では、この4分野という形で分けているところでございます。

8ページでございます。8ページの4の(1)で書いてございますのが、現行計画における指標ということで、そこに点線で囲いました「暮らし」、「安全」、「環境」ですね。「活力」の分野につきましては、この「みどり」、公園の舞台は、現在のところ目標といえますか、指標というものが無いものですから、「環境」ということで、そこに書いてありますような指標を定めてやってきているところでございます。

9ページの(2)でございますけれども、次期計画に向けての指標の考え方ということで、公的に担保されている「みどり」だけでなく、契約・協定によって担保されている民有のみどりですとか、建築の敷地の中の「みどり」ですとか、さまざまな多様な「みどり」をできる限り柔軟かつ広範にとらえて、わかりやすい指標を設定すべきであると。この中でという下のところですが、それでも、「みどり」の量を表す総合的な指標については、今まで人口1人当たりの量という形でできておりますけれども、緑地の面積比率という、緑地率ですとか、さらに一歩進めますと、「みどり」の質ということを見ると、良質な「みどり」で覆われているかどうかということも含めて、機能、内容、質を反映させて、衛星画像と、若干細かいことを書いてございますけれども、こういうものを使った緑被率というようなものの導入を検討すべきだという形でまとめさせていただいております。

10ページのほうに行きますと、重点4分野に対応する指標ということで、「暮らし」、「安全」、「環境」、「活力」ということで、これは一番手を広げた形で、いっぱい載せてございます。後ほど、参考資料のほうでご説明申し上げますので、ここの部分は割愛させていただきます。

右側の11ページに行きまして、「みどり」の整備・保全・管理の目標量ということで、

まずは目標像をかこうということでございまして、真ん中の段の太い字で書いてありますところですが、ハード面においては「地域の自然・歴史・文化に包まれた暮らしが実感でき、将来世代へ持続可能となる多様な『みどり』あふれる美しい都市・地域・国土づくり」。「世界の人々が訪れる個性・魅力と品格のある『みどり』の歴史的風土の育成」、「誰もが満足できる、安全でうるおいと優しさのある生活・交流空間を実現する質と量を備えた『みどり』のストックの形成」。ソフト面において、「地域住民、ボランティア、NPO、民間企業等、多様な主体の行動により、守り活かし育てる『みどり』の社会資本づくり」、それから「世界に誇るゆとりと豊かさに満ちた「みどり」の国民文化の形成」というようなことを将来像という形で、これを目指していこうということで書いてございます。

それから、「みどり」の目標量というところでございますが、一番下の段でございます、「総人口減少の局面を迎え、コンパクトシティと言われる」というところでございますけれども、「みどり」の将来目標量については、引き続き、連担した市街地において持続性のある「みどり」の割合、公的な緑地率を30%以上確保することが望ましい都市像として示す必要があるということでございます。

12ページに行きますと、特に大都市ですとか、地方中枢都市においては緑化地域ですとか、あるいは立体公園ですとか、そういうような制度を使って、こういった目標を達成すべきだということが書いてございます。

ここまでの前半のIにつきまして、参考資料の一番厚い資料でございます。参考資料の5というのがあります。こちらのページを何枚かご説明をさせていただきたいと思っております。

参考資料の1ページ目からずっと社会背景みたいなものをまとめてございますが、12ページをお開きください。

12ページ以降、先ほど申し上げました「みどり」の概念ですね。12ページにあります「みどり」の概念ということで、一番下にかけてがえのない国民共有の財産である「みどり」の総合的な機能や効果を最大限に発揮するようにしていこうということが書いてございます。

それから13ページ以降、それぞれ先ほど申し上げました「みどり」に期待される機能はどういうものかということが書いてございます。潤いのある生活環境の形成ということでは、実線の枠で囲ってありますけれども、ストレスの軽減ですとか、ゆとりとか安らぎとかくつろぎ、あるいはくつろぎに満ちた生活の舞台、それから国民の心身をいやして、健康を増進させるというような基本的な機能があるというような話。

それから14ページに行きますと、若干活発なレクリエーション、余暇活動というようなことも踏まえまして、スポーツ・レクリエーション、教養・文化活動、さまざまな余暇活動の場として欠かせない空間である。将来を担う子供たちが健全に成長する上で欠かせない空間で、明るく元気な未来を担う貴重な機能を有している。

それから15ページに行きますと、地球温暖化の防止ということで、純粋な二酸化炭素の吸収源、都市の中の「みどり」はそういうものに位置づけられていると同時に、温暖化対策の普及啓発を図る場にもなります。あるいはヒートアイランド現象の緩和というようなこと、そういった国民の環境に対する意識の向上とか啓発というものが、「みどり」によって果たせませすということでございます。

それから16ページに行ってくださいますと、そのような「みどり」の中で、一番下に緑地保全地区ですとか、屋上緑化の事例が出ていますけれども、いわゆる公的など言いますか、都市公園だけではなくて、いろんな「みどり」でこういった目標を達成していくんだという事例を載せてございます。

それから17ページは野生生物の生息・生育環境ということで、生態系の基盤を形成しているということで、ここには国営公園の常陸海浜公園の例でございますけれども、幾つかの例を載せてございます。

それから18ページに行きますと、都市・地域の防災性の向上ということで、避難地・避難路となる公園、救助・救援、復旧・復興拠点ということで、都市の防災性、防災機能向上させる機能がありますということ。

それから19ページで、地域に固有の美しい風景・景観、歴史・風土、文化・芸術の形成というようなことで、都市や地域に固有の美しく風格のある風景・景観の基盤、あるいは地域のにぎわいや活力、観光振興にも大きく寄与しているということで、下には沖縄の国営公園の沖縄記念公園を載せてございます。右下のグラフでありますように、沖縄県に入る入り込み数の、これは17年ですけれども、18年の速報値ですと、紫色の257万人というところが270万人ぐらい。それから下のほうにあります博覧会地区のほうにも300万人ぐらい入っていますので、沖縄に入ってくる600万人ぐらい人口と匹敵するぐらいの延べ人数が国営公園の中に入っているということで、こういう地域づくりの拠点となるようなものもあるということでございます。

それから、20ページに行きますと、「みどり」の対象範囲を広く考えていきますということで、町の模式図から引き出し線が出ていますけれども、従来ですと、都市公園等整備

5カ年計画ですと、一番左上の都市公園だけが対象であったというような形でございます。現行の重点計画でも近郊緑地の特別保全地区がございますけれども、こういった緑地保全事業のみが対象というような格好になっておりますけれども、これからはなるべく幅広くその効果を見ていくということから、そこにありますような屋敷林ですとか、農地ですとか、民間事業者の緑化施設ですとか、下にありますような広場、墓園といったものを広くとらえていこうということでございます。

資料は飛びますけれども、29ページまで飛んでいただきたいと思います。29ページ以降に指標の例が出てまいります。まず最初に、都市域における水と緑の公的空間確保量ということで、現行も使っている指標でございますけれども、緑で囲っている枠の中に書いてあるような、そういった「みどり」の空間が1人当たり何平米あるかということでございます。従前ですと、一番最初に書いてある都市公園だけが対象になっていたという形でございます。

それを、またさらに広げて30ページでございますけれども、「みどり」の割合の状況ということで面積比率で緑地率、緑被率というような格好で充実させていきたいということで書いてございます。緑の枠の中で囲いました中でも、地区計画で担保された緑地ですとか、一番下の行の、市民農園、生産緑地、社寺境内の「みどり」、学校の「みどり」、住宅地の「みどり」というようなものも入れて考えていきたいということでございます。下には横浜市ですとか、右側のページに鎌倉市の実例が載っております。先ほど連担した市街地の30%というような数字を申し上げましたけれども、たまたま31ページの鎌倉市の例が将来、市街化区域に対する割合30%を目標にしようというような形でございます。こういったときの「みどり」の定義ですとか、こういうものを統一しながら、全国的に対比、比較対象できるような指標にしていくことが重要かなと思っております。

それから32ページですけれども、バリアフリー化された都市公園の割合ということで、今回新しく提案させていただいているものですけれども、いわゆるバリアフリー法が昨年末に施行されまして、そこに書いてある真ん中のところに園路、広場、駐車場、トイレというような格好で、法律に基づく基本方針の中でも目標値が定めてございます。そういったれにでも優しい公園についても、その指標をつくっていききたいと思っております。

それから、33ページに歩いていける範囲の都市公園の整備率ということで、これは従来あったものでございますけれども、一番身近な都市公園がどのぐらい整備されたかというような指標でございます。

それから34ページに行きますと、安全の分野ということで、一定水準の防災機能を備えたオープンスペースが1カ所以上確保されている大都市の割合、これは都市の割合でございませう。右のほうに行きますと、広域避難地がちゃんと整備されているか、されていないかというような視点から、1人当たり2平米の広域避難地が整備されている、いわゆる避難困難人口が解消されたか、されないかというような指標も考えていきたいと思っております。

それから36ページに行きますと環境の分野ということで、二酸化炭素の吸収量ということでございませう。これも現行の重点計画の中にもございませうけれども、都市の「みどり」で、これは二酸化炭素の量でございませうけれども、28万トンの温室効果ガスを1990年以降の都市緑化でもって固定していくというようなものでございませう。これも現在の計算式などの精査もしてございませうけれども、次期の計画の中でも地球温暖化の問題は非常に大きい問題ですから、こういう指標というのが大きく取り上げられるんじゃないかなと思っております。

それから37ページですが、生物多様性の確保に資する良好な樹林地等の自然環境を保全・創出する公園・緑地ということで、これは目標とする量を定めてやってまいりました。これについても踏襲していきたいと思っております。

38ページにつきましては、新たな指標でございませうけれども、水と緑がいかにネットワークされているか。都市の環境、あるいは生物、野生生物にとってもいい環境が形成されているか。あるいは人間にとってみると、そういった環境にアクセスしやすいかどうかということで、下の模式図といいますか、点的な公園と線的な、いわゆる河川ですとか街路樹ですとか、リニアの「みどり」を塗りつぶしているようなものでございませうけれども、こういったところへの影響圏、あるいは誘致圏というようなものを塗りつぶして、都市の中でどれだけネットワークが図られているか、今検討しております。

それから、39ページ、これは「活力」に関する指標ということで、国営公園の利用者数、それから40ページに行きますと国営公園だけに限定しないで、歴史的・文化的資産を活用した観光振興の拠点となる都市公園の年間利用者数というようなことで、こういうものも考えていきたいというふうに思っております。

以上が前半の部分でございまして、後半のⅡでありました、今後重点的取り組みを推進すべき事項ということのご説明を、資料2に戻ってさせていただきたいと思っております。

資料2に戻っていただいて13ページでございませう。

13ページ、まず1番でございます。「持続可能な都市を構築するための、多様な主体の参加・連携による、多様な緑とオープンスペースのあり方と整備・保全・管理の推進方策」ということで、より多くの主体で、いろいろな「みどり」に関する取り組みをしていこうということでございます。(1)番のところで、多様な「みどり」の整備・保全・管理を総合的に推進するための戦略ということ、まず最初に多様な主体、組織に着目した書き方をさせていただいています。これを継続的に維持していくためには、やはり組織が大事だということ、多様な「みどり」の整備・保全・管理を多様な主体の参加・連携により、長期的、継続的、安定的に推進するためにはということ、組織の育成充実を図るための組織に関する枠組みとか手続等についての充実を図ることが必要だと。

一番下の段ですけれども、民有の屋敷林とか農地、この所有者としての個人、それから公園愛護会ですとか、既存の愛護会ですとか、あるいは身近な自然環境の保全活動等を行うNPO、それから市民団体、再開発等を行う緑豊かな公開空地等を創出する民間事業者まで、「みどり」に係る活動を支える主体に対する支援というものを幅広く考えていくべきだということ、

14ページに行ってくださいまして、「特に」のところでございますけれども、土地緑地法に基づく緑地管理機構制度というものが一つはございます。それから、都市公園法の中にも、4行目ですけれども、「公園管理者以外の者の公園施設の設置・管理」というような制度もございます。こういうような制度があるけれども、これらを担う主体による活動というのが、より幅広く継続的に実施するための組織に関する枠組みの充実を一層図るべきだということでございます。

2番目に、多様な主体が「みどり」の整備・保全・管理に係る、そういった取り組みをする場合の制度の充実と、それから支援方策ということでございます。

2段目のところで、ちょうど真ん中の「民有の」というところでございますけれども、「民有の『みどり』の保全については、特別緑地保全地区制度に代表される土地利用規制」と、それから税の減免や買い入れ要望のある土地に対する買い入れの、そういった基本的な枠組みがあります。あるいは、土地所有者にかわって緑地管理機構というものが緑地を管理するというような市民緑地契約ですとか、管理協定というような制度もございます。

「また」というところでございますけれども、民間事業者等による総合設計制度等による枠組みですとか、緑化施設整備計画を認定して、建築敷地内の「みどり」を増やすといった制度もあると。あるいは社会貢献的な観点から評価・認定するようなシステムも始ま

っている。こういった現行の取り組みに加えて、多様な主体による「みどり」の整備・保全・管理に係る取り組みが、なお一層積極的に展開されるよう、法制度も含めた施策・制度の充実を図るべきであるということでございます。

①で、多様な主体による植樹活動。一つは、都市の中の森づくりというようなものの支援制度をやるべきじゃないかということで、①で書いてございます。地球温暖化ですとか、京都議定書というような問題もでございます。一番下の、「このため」というところですけども、地方公共団体、それから公的なセクターだけでなくNPO等の市民団体、民間事業者等による幅広い植樹活動、あるいは森づくりに対する新たな支援制度を構築すべきであるということでございます。

それから、15ページに行っていただきまして、②広域的な取り組み、多様な主体による取り組みを包括的に支援する制度も充実していく必要があるだろうということで、2行目に書いてありますように、既存の制度としては緑地環境整備総合支援事業というのがございます。ちょうど真ん中のところに点が2つ打ってございますけれども、これが非常に広範なエリアに及んだり、あるいは多様な主体が参加するというような場合に限って、読み上げますけれども、対象とするエリアが複数の市町村に及び、都市公園事業をはじめとして、市民緑地とか緑地保全事業、さまざまな事業を行政区域を超えて相互に連携させつつ行う場合。それから下の点が都市公園とか、市民緑地とか緑地保全事業、公共公益施設の緑化ですとかいうようなものに加えて、民有施設の緑化、民有緑地の保全、こういった多様な主体の取り組み、さまざまな取り組みを相互に連携させつつ、総合的、横断的に実施するというような場合に、きちっと協議会をつくって、事業計画をつくって、それを包括的に事業支援していくという事業制度を構築すべきじゃないかということでございます。

ちょうど、「また」というところですが、②の上から8行目ぐらいですけども、管理水準のところにも触れてございます。いわゆる街路樹の管理水準が非常によくない、丸坊主のようになってしまっていることもよく聞くものですから、管理水準とか管理方針というきめ細やかなことも考えていく必要があるだろうということでございます。

15ページの(3)で、地球温暖化対策も視野に入れた「みどり」の整備・保全の推進ということで、持続可能な都市を構築するために、現世代のための投資でなくて、将来世代に対する負荷をもたらす負の遺産を創出しないという視点が大事だということで、都市緑化の分野においても多様な主体の広域的な連携によって、国及び地方公共団体が、まずは率先して行っていくべきだということで、「このため」のところでございますけれども、

国においてはということで、いわゆる吸収源の計算方法ですとか、算定方式ですとか、あるいは目標値ですとかいう話、それからやわらかい施策ですけれども、いろんなキャンペーンを張って、緑化の大切さみたいなことをやっていくというような旗を振っていくことが大事ですよ。

それから16ページの3行目にありますように、建設省の時代にありました「みどりの政策大綱」、これを国土交通省版の政策大綱も策定して、公共団体の「みどり」の基本計画ですとかいうものも含めて、そういったビジョンに基づいて、植生回復プロジェクトというようなものを国民的な運動の輪を拡大していくべきだということでございます。

「さらに」というところですが、すべての「みどり」が、生物多様性や生態系を支えるというような観点というものも大事だということを入れております。

16ページの(4)ですけれども、「みどり」の充実を図るための普及啓発、国民運動的展開、先ほども若干ありましたけれども、やわらかい施策の中でも、そこに書いてありましたように3行目に、春は都市緑化推進運動期間というのが3カ月間やっています。秋の10月には都市緑化月間というのがございます。それから、2段目に行きますと、全国「みどりの愛護」の集いというのを年に1回行っています。それから全国都市緑化フェア、かなりこういった多くの取り組みをやっております。それに加えて、1990年と書いてありますけれども、大阪の花博ですとか、2000年、2004年にありました淡路の花博、浜名湖の花博といった国際園芸博といったものもやってきている。さらに、ことしからは5月4日が「みどりの日」ということで制定され、「みどりの月間」ということが始まりました。その中で国民の関心とか理解を一層促進して、「みどり」についての国民の造形を深めるということが目的になっているというようなことで、今までも普及啓発に力を入れてございますけれども、これからもっと普及啓発ですとか、国民への呼びかけということを積極的に展開すべきだということでございます。

1つ目が国際園芸博とか、「みどりの愛護」の集いというものを積極展開していこうということで、17ページでございますけれども、NPOをはじめ、市民団体、民間事業者など、「みどり」に関するさまざまな活動団体と連携をとりながら幅広い展開をすべきであるということで、「みどりの愛護」の集いについては、今まで国営公園でやっておりましたけれども、これからは県の中の取り組みの中でもやっていただくということで展開していく検討をしているところでございます。

②番目に国営公園のことを中心に書いてございます。国営公園は全国で今16カ所開園

していきまして、年間3,000万人のお客さんにいらしていただいています。そのお客様が3,000万人来るというポテンシャルを生かして、「みどり」の普及啓発とか、国民運動の拠点にしていこうというようなことをございます。いろんなきっかけづくりということで、きょうはフォトコンテストのパンフレットがございます。後ほど見ていただこうと思っております。非常にやわらかい施策なんですけれども、こういったことをやりながら、「みどり」というものの大切さに目を向けていただこうということも考えていきたいということをございます。

それから③番で普及啓発を支える人材の育成と確保ということで、3行目に身近な緑化活動、冒険遊び、スポーツ利用、こういった子供たちの安全で楽しいリーダー、それからシニアボランティアみたいなもの、それから環境教育プログラム、専門的な分野、あるいは高度な技能というような人材の養成まで含めて、幅広い人材の養成、確保に係る積極的な取り組みが必要である。

④では、多様な取り組みに対する表彰制度、現行もございますけれども、こういった表彰制度も広報活動にさらに重点を置きながら、行っていくことが大事だということをございます。

17ページの下は、都市緑化植物園とか環境ふれあい公園とかいうような活動拠点の新たな展開ということをございまして、18ページに行っていただきまして、これまでも鑑賞目的ということで、都市緑化、いわゆる見本園的なものを作ってございますけれども、ヒートアイランド対策ですとか、生物のビオトープですとか、里山の環境整備とか、こういった環境共生型の緑化ですとか、ガーデニングや花卉園芸に対する要求とか関心が高まっておりますので、いろいろと屋上とか壁面での技術開発も含めて、多面的な機能が「みどり」の活動拠点に求められているということをございまして、一番下ですけれども、「みどり」の環境活動ネットワークセンターというようなもの、国営公園も含めまして、ネットワークを強化して、「みどり」の活動拠点としての機能を高めていこうということをございます。

18ページの大きな2番で、歴史・文化のところの2つ目の大きな柱として載せてございます。「個性と魅力にあふれた活力ある美しい都市・地域・国土づくりを進めるための、歴史的・文化的資源等を活用した緑とオープンスペースのあり方と整備・保全・管理の推進方策」ということで、これからのまちづくりにおいて歴史的・文化的な資源、観光資源といったものを生かしたまちづくりというものが非常に重要なテーマであるということございます。

こういった文化財とか、由緒ある邸宅・庭園と一体となった「みどり」の存在というものは、都市に固有のアイデンティティーを与えて、地域への誇りとか愛着を生み出す。満ち足りた暮らしを実感できる、そういったまちづくりに欠かせないというようなことでございます。

19ページに行ってくださいまして(1)でございますけれども、歴史的・文化的資源と一体となった「みどり」の保全と整備・復元ということでございます。真ん中の「このため」というところでございますけれども、文化財保護法により、指定された文化財や登録文化財と、こういった歴史的・文化的資源の適正な保全と整備・復元、管理等について、都市公園事業というものを核として、周辺の景観・環境の形成も含めて行っていくような計画というものを公共団体が策定して、それを国が認定して総合的に支援していくような事業制度というものを構築すべきであるということを書いてございます。「その際」というところには、いわゆる単なるレプリカでなしに専門的な知見の活用によって、できる限り史実に沿った復元を図るということが重要だということでございます。

(2)で歴史的・文化的資源と一体となった「みどり」の形成に関しての範囲ということで、①は『「水と緑のネットワーク」の形成』ということで、単体のそういった歴史的・文化的資源の「みどり」ではなくて、広がりのある有機的なネットワークをつくる必要があるということ、そのネットワークの形成を推進するための支援方を講じるべきであるということ。その際に、「また」というところでございますけれども、土地利用や建築物、屋外広告物などの規制とか誘導、こういうものも適正にやっていく必要があるということを書いております。

20ページに行ってくださいまして、②でございますけれども、いわゆる眺望景観みたいなものの保全が必要だということで、地域のシンボル、ランドマークとなるそういった資源からの重要な視点場からの眺望景観の形成ということでございます。文章の中に、「重要な視点場となる都市公園、水辺空間等からの良好な眺望景観の確保と形成を図るため」ということで、都市公園法ですとか、都市計画法、景観法、都市緑地法といったものを総合的、一体的に活用を図って、こういう眺望景観を保全すべきだということでございます。

それから、③番目に外国からの来訪者ということで、特にこういった文化資源、歴史資源には、海外からの方々の大きな期待というものがございます。そういったことから単純に歴史・文化へのアクセスというようなことから、わかりやすい紹介ですとか、そういった配慮が必要である。ハードだけでなく、いろいろ、シニアボランティアみたいなもの

も含めて、ソフトの配慮も必要ですよということでございます。

④番目に「次世代を担う子供たちへの配慮」ということで、子供たちが身近に接して、魅力を感じてもらうことも必要だということでございます。

それから20ページの(3)で、歴史的・文化的資源と一体となった「みどり」の普及啓発というところがございます。都市公園法50周年、それから古都保存法40周年という年が昨年でございました。この中で、美しい日本の歴史的風土フォーラムというのを行いましたけれども、こういったようなことも継続的に実施していくような必要があるということでございます。

21ページに行ってくださいまして、国として保存・継承すべき、特に重要な歴史的風土に対する総合的な支援ということ、古都法の世界、それから世界文化遺産に登録された京都、奈良、あるいは暫定リストに載っている藤原京とか、そういった歴史的な風土、こういったものの総合的な支援を、保全のための総合的な支援のための検討を進めるべきだということでございます。

21ページには、「ストックのもたらす効果を相乗的に高めるための緑とオープンスペースのあり方と整備・保全・管理の推進方策」というものを3つ目の柱にしてございます。今までつくったストック、これからつくるストックの効果を最大限に生かしていこうということ、1つ目が他分野、他領域との連携の強化ということでございます。防災、教育、福祉、医療、地域活動、いろいろ書いてございますけれども、今まで以上にいろんな領域と連携することが必要であると。それから2番目に書きましたのが、防災の機能というものをきちっと確保することが必要だということ、耐震性の調査の実施ですとか、耐震性の強化の工事の必要性ですとか、あるいは②で書いてありますような防災時、災害時の機能ですね、災害応急対策施設等の機能をきちっと発揮させていくというようなこと。

それから、③番目に防災公園の区域外における広場ですとか、植栽ですとか、そういう地域と一体的となった防災機能の強化ですとか、それから22ページに行ってくださいまして、周辺の市街地、そういった市街地における樹木、そういうものも連続的に延焼防止等の機能がございますから、安全性の強化のために役立つ、そういったところへの取り組みも必要であるということも載せてございます。

それから、(3)ですけれども、さまざまな利用ニーズに対する的確な対応・満足度の向上ということ、いろいろ問題として起きていること。例えばキャッチボールをしたら遊んでいる人の頭にぶつかるとか、ペットの公園利用なども同じような側面がございます。

こういった総合調整ですとか、利用者の自主的な管理の観点も含めて、管理運営の工夫ですとか、そういう方策の充実を図るべきだと。

それから、2番目には、散策・休憩、コミュニティーの交流、あるいは文化・芸術の場というようなことで、セミパブリック、セミプライベートな性格を有すると書いてございますけれども、広場的な空間についても検討が必要ですよということを書いております。道路の敷地ですとか、公開空地ですとか、そういうようなところの連携も含めて検討すると。

それから、3番目の国営公園についても、自然教育、環境学習との拠点、環境行動普及の啓発の拠点、里山の自然環境ですとか、地域植物遺伝子の保全というような新たな展開を考えるべきだと。次期の国営公園整備プログラムの中で反映させてやっていくべきだということを書いてございます。

22ページの4番ですけれども、地域で守り、広げ、育てる活動の推進ということで、幅広い住民、企業参加による「みどり」の保全と創出を進めるべきだということが22ページの下の段に書いてございます。

23ページに行っていただきますと、「誰もが安心して『みどり』を利用できる環境の整備」ということで、いわゆるバリアフリー法の中にありますように、だれでもが使いやすい、あるいはやさしく使えるというような、そういったバリアフリー化に向けた取り組みと。その取り組みを着実に推進していくための方策を講じるべきだという話。それから遊具の事故ですとか、「さらに」のところで書いてあります、空間の不適切な利用、犯罪ですとか、外来種への対応ですとか、管理水準が低下しているとか、いろいろ問題点もあります。「特に」というところを書きました、最近ジェットコースターの事故などもありましたけれども、プールですとかジェットコースターですとか、ああいった事故が起きないように、安全な「みどり」のあり方ということを考えていく上で、安全確保に関するような管理基準ですとか、防災に関するような技術基準というものを整備すべきであるということでございます。

最後に「おわりに」ということで、24ページの最後のところでございますけれども、次世代へ健全な「みどり」が遺贈され、世界に誇り得る豊かさ、ゆとりに満ちた「みどり」の国民文化が形成されていくことを真に願うという形で、今回の報告という形でまとめさせていただきます。

それに関する資料は、先ほどの参考資料5の後半にございますけれども、ちょっと時間

がかかりましたので、一度ここでご説明を終わらせていただきたいと思います。

【委員長】 ありがとうございます。ただいま、資料2のご説明がございました。

今までの経緯を少し確認したいと思います。資料3の一枚紙をおあけいただきたいと思います。

表側が審議経過でございまして、裏側が今後のスケジュール——今後につきましては、資料2についての質疑が終わった後に、再度事務局からご説明いただきたいと思います。まず昨年8月2日の都市計画部会の結果、この我々の公園緑地小委員会が設置されまして、9月22日以降、本日が第7回ということで、その中で特に6回にわたり審議を重ねてきた次第でございます。

今後については、事務局と申しながら1つだけ申し上げますと、実は6月7日に我々の小委員会の親に相当する都市計画部会の開催が既に予定されていまして、そこに向けて報告をしたいと、これが小委員会の役目でございます。それまでの間は、当然ながら加筆修正は可能であるということになりますので、本日、こういうスケジュールを念頭に置きながら、ご意見を賜りました。また、適宜加筆修正等はあるという前提でご意見をちょうだいできればと思います。

それから、F臨時委員が5時に退席と聞いておりますので、なるべくならその辺までにある程度まとまっているといいのかなと思いますが、それはあくまで議事進行の様子によって判断させていただきたいと思います。

では、どこからでも結構ですので、ご意見なり、また追加の意見も含めてで結構ですので発言いただければと思います。どなたからでも結構ですので、よろしくお願いします。

H臨時委員、よろしくお願いします。

【H臨時委員】 きょうのお話を聞いていて、やっぱりそうだなと思ったんですが、「みどり」の推進、「みどり」の意味の拡大もございますので、それから、資料2の6ページでしたか、いろいろ「みどり」を愛するとか、機能とかいうのがございますが、安全・安心なこと両方書いてございまして、これが結構、豊かな自然とか「みどり」と、安全・安心というのは矛盾するときがあるんだなということも感じましたので、一事例を申し上げたいと思ったのですが。

まず、「みどり」に勘定してもいいんじゃないかと思うのが、いわゆる砂浜ですね。浜辺は、非常に生活環境、及び生物、微生物等の育成なんかに大事で、それがひいては魚のえさになったりして、漁業資源も豊かになるとか、あるいはこんぶですとか、いろんな海藻

類がよく育つとかいうふうに言われていますが、たまたま皆様の手元に配りました伊勢の二見浦へ参りまして、内容的な浜辺で、かつては、今もございますが、大正天皇がここで海水浴をなさったといういわれのある浜辺だったんだそうですね。ところが、こういうふうに立派な護岸がなされました。その結果、浜辺がなくなっちゃったと。ずっと浜が引いていってしまったと。

確かに「みどり」はたくさん残っているんですけども、浜が引いてなくなっちゃった。

何でこんなことをやったかという、伊勢湾台風らしいんですね。伊勢湾台風のときに、これではいかんと。汀線を守らなきゃいかんということもあったんでしょうか。何百メートルにもわたってこういう立派な護岸で、しかも親水性を増すために、ごらんいただきますと、階段状にもなっていますよね。こういうふうにしてあるから大丈夫と思われたんでしょうが、この下まで潮が引いてしまって、ここに海藻がべったりついているんですね。浜辺じゃなくなっちゃう。

どうなったかという、ここが有数の観光地だったのに、観光地でなくなっちゃった。ずっと土産物屋さんが並んでいて、修学旅行の生徒用のものが並んでいるんですけども、お客さんは全然なくて、店の中にツバメが飛んでいると。平和な風景なんですけれども、これを何とかしてくれと私は言われたんですが、いくらここへいいホテルを建てても、肝心の観光資源がなくなっちゃっている。これじゃどうしようもない。これを撤去してくれるのかということを知りましたら、これは県がやったので、市ではどうにもならないということをおっしゃっていましたが、こういうことが起こるんだなど。

考えてみると、東京湾も高波が来る、高波が来るといرونなところの浜辺がなくなっちゃったなというようなことも考えたんですが、このごろの建物は、この後ろに建っているのは別邸ですから木造ですけども、ほとんどは鉄筋で建っていて、多少の高波が来ても足元を洗われるかもしれないが、どうってことないじゃないかというようなものなんです。そういうふうにつくればいいので、浜辺をなくして護岸をつくってしまうというのはまずい話で、この海浜を守ること自体も、「みどり」を守るということの中に加えるべきじゃないのかなと。あるいは海浜を復活するというのも。そんなふうに思いましたので、町の再開発もいいですが、やっぱり自然の再開発が必要だなど、そんなふうに思って、ちょっとご参考までに持ってまいりました。

ほんとうに別邸がございまして、立派な部屋なんかもあるんですが、ほとんど宴会か何かに使っていたという状況になっていますね。これも歴史的な観光資源がもったいないな

という意味もあります。何とかなるんなら、こういう委員会で提言なさったらどうかなど思って、おせっかいですけれども持ってまいりました。ほんとうに、浜辺としては非常に立派にできているんですね、ごらんのとおり。でも、人がいなくなっちゃった。そういうことなのです。

つまり、浜辺も「みどり」じゃないのかというような点が問題かなと思ったんですが。

【委員長】 今のご指摘については、事務局長、何かお答えはございますか。

【事務局】 海岸部の緑地と一体となって、そういうものも当然緑の中にカウントしていくと思うんですけれども、純粋な砂浜とか海岸ということになると、またうちの小委員会、あるいはうちの局だけの問題ではなくて、重点計画全体の中ではちゃんとフォローされているところがございます。ちょっと読み上げますけれども、現行の計画の中では、再生した自然の水辺の割合という指標がございます。その1つが水辺の再生の割合というものでございまして、その指標の考え方のところを読み上げますけれども、過去の開発等により人工的な構造物で覆われた水辺や海岸侵食によって失われた砂浜のうち、復元、再生する割合というのがございます。もう一つ、湿地とか干潟ですね。先ほどのお話だと、特に干潟のお話なんていうのが該当するんだと思いますけれども、湿地、干潟の再生の割合ということで同じように、過去の開発等により失われた良好な自然環境である湿地とか干潟の中で、回復可能な面積のうち——これは回復可能な面積のうちというのが分母に入っておりますけれども、それを復元、再生する割合というのがございまして、うちの水と「みどり」の公的空間確保量と同じような良好な生活空間ですとか、良好な自然環境の形成という、ジャンル、カテゴリーの中の目標値というものが設定されております。

ですから、うちの中でも、それを加味した書き方が当然できると思いますけれども、うちだけじゃなくて、ほかの分野でも、そういったところでもきちっとフォローされていく話じゃないかなと思います。

【H臨時委員】 ここに入っているわけですね。今まで水辺というと、川のふちとか池のふちとかそういうもので、あまり海岸のことが出ていなかったものですから。

【事務局】 そうですか。

【H臨時委員】 松林が大事なのか、海岸が大事なのかなんていうことも考えなきゃいかんなどと思っておりましたが、今のような事例、これを全部撤去して海岸に戻すかなんていうのが視野に入っているんですかね。

【事務局】 こういった場所が、そういったそれぞれの海岸部局でもって計画の対象に

なっているかどうかというのは、ちょっとわかりかねるんですけども、ここで我々のほうの小委員会の取りまとめで、文章の中で、特に河川と書いていますが、「みどり」の量としてとらえやすいというところがございます。海岸部の「みどり」の量をどういうふうに計測していくのかということになると、結構技術的には難しいところがあるんだと思います。けども、考え方として、きちっとそういうものも含んでいるんだよということを書くためには、例えば5ページの社会資本整備重点計画における「みどり」の対象範囲というところがございます。ここの中には、確かに道路とか河川とか港湾とか、こういった言葉が並んでいるんですけども、こういったところで海岸とかいうような言葉、あるいはそれ以外のところでも海岸という言葉が随所に入れるべきところに入れて、「みどり」の世界からのアプローチでも、そういう海岸部に対する配慮が必要だということを出していきたいと思います。ただ、砂浜に戻すための事業とかそういったことを、それを確約するような目標値みたいな形のを、「みどり」の世界からはなかなか言いづらいかと思います。

また、ほかのところで、どういうふうに表記されているのかということか、見守っていききたいと思います。

【H臨時委員】 はい、大事な点だと思います。

もう一つ、質問してもいいですか。

【委員長】 どうぞ。

【H臨時委員】 この前、小田原にご一緒したときも感じたんですけども、大事な観光地に立派な電柱が立って、クモの巣のように、電気だけじゃなくて、このごろ通信線がすごい量なんですかね。ほんとうに必要ななくなっているんじゃないかというような量が空を覆ってしまっていて、植物の生育も育っていますけれども、観光資源を損ねている。非常にひどいんで、あれを裏に回すか何かしないと。松山へ行ったときもそうでしたが、せっかくの何とかの記念館に行く道路に電柱があって、道路は狭いから車が来て危ないし、写真を撮ろうにもいっぱい電線はあるし、町中だけじゃなくて、ああいうところからも早く、看板のほかに電柱の撤去というのは、看板の原因となっている電柱を撤去したほうがいいんじゃないかというふうに思っています。

【公園緑地課長】 秋山記念館のことですか、違いますか、記念館というのは。

【H臨時委員】 ええ、そうです。ここのところも御所の前にちゃんと電柱が立っているのが見えますよね、別邸の前。そんな調子ですね。あれは、もうほんとうに必要なのかし

らと思うようなところに立っていますね。ちょっと裏に回せばいいのに。

以上です。

【委員長】 今の無電柱化については何かお答えはございますか。

【事務局】 これも全体の重点計画の中では、道路の分野の指標に入っているんですけども、市街地の幹線道路の無電柱化率という指標が現行でもありまして、これを次も継続していくという格好になっています。ちょっと読み上げますと、都市計画法における市街化区域に定められていない10万人以上の都市における用途地域の一般国道及び、都道府県道でと。これは多分指標としてやる関係上、分母を限定するために10万人以上と書いているんだと思いますけれども、電柱とか電線のない道路の延伸の割合というのが書かれています。ですから多分、これに対応する内容というのが、またほかのところでも記載されると思いますし、特に観光資源となるようなところについて配慮されるべきということは、ほかのところでもフォローされるんじゃないかと思います。

【委員長】 どうぞ。

【公園緑地課長】 19ページ、20ページあたりで、水と緑と歴史のネットワーク形成とか、眺望景観の形成といったようなことを記載していますが、もう少しこちら側からの提案として、今言われたようなことも少し書き加える形で、付加したいなと思います。

【委員長】 はい。では、ほかのご意見。どうぞ。

【I専門委員】 ちょっとわからないことがあるんですが、IIの13ページからの文章ですが、これはきょう今回初めて出たわけですが、これはこれから何回かで検討していくんですか。それとも今回だけでいくんですか。

【事務局】 はい。

【委員長】 今回で。

【I専門委員】 今回。

【委員長】 つまり、来月もう報告しなければいけませんので。それまでは修正期間です、その前提で。もし、ご意見があれば、具体的にご意見をいただいたほうが。

【I専門委員】 そうですか。もう少し早くいただきたかったなという感じがあるんですけども。そうですか。

そういたしますと、ちょっと何カ所か、後ほど文章はお送りするとして、14ページ目の下のほうに①「多様な主体による植樹活動」とあるんですが、日本ではとかく植樹活動というやつを、「みどり」ということと結びつけるんですが、これは非常に危険でございま

して、実は生来の遺伝子という考え方からすると、圧倒的に野草の遺伝子を利用することがずっと多いんですね。食料はほとんど野草でございます。医薬品もほとんどそうですね。木というのはほんのわずかなんですよ。そういうことを考えると、植樹をしてはいけない場所というのは随分あるんです。野草を生やしたほうがずっと重要だということもあるんです。

それから、ついこの間もある国交省の関係で、現場を見に行きまして大変問題になったのは、緑化をしなきゃいけないということになって、そのためにやっぱり植樹をしよう、木を植えるんだというんですよ。ところが周りが自然地の場合には、木を植えてはいけないんですね。土壌をとっておいてまいて、まいてそのまま置くということが一番いいことなんですよ。木を植えるということは、違う遺伝子を持ってきちゃうことが非常に多いんですね。ですから、国際的にも基本的にそういったところには木を植えない。

東京の真ん中みたいなところだと、周りから木が入ってきませんから、これはある程度潜在的な在来種というものを植えるということはわかるんですが、しかもそれも木だけを全体に植えるというのは、これはまずいんですね。これはどこを植物でいくのか。植物から林に遷移していきますけれども、その遷移の過程がすごく重要なので、いきなり潜在植生の木をどんと植えちゃうというのは非常に危険なんです。

そういうことからすると、いきなり植樹活動となることは非常に問題が多い。緑化の、ほんとうの自然を戻すということであれば、ほんとうは自然化であって、土壌をまいておいて何も植えないほうがいい。まいた種子から出てくるものを、まず草が出てまいります、草本類が。それから木へと徐々に遷移していく。その過程をきちっと守らないと、将来世代の自然とかは守り切れないのであって、この辺がちょっと問題かなという感じがいたしました。

それから、15ページ目の一番上に、「この際、地球温暖化の対策や都市の環境改善」と書いているんですけども、ここでやっぱり基本的には生物多様性のこともちょっと入れる必要があると。要するに環境問題というのは2つあるんですね。地球温暖化をはじめとして、これは大きくとらえるとごみ問題なんですけれども、廃棄物の問題。このごみ問題と遺伝子がなくなっていく問題がありますね。生物多様性の問題です。2つあるわけです。この2つを並べる必要があるんじゃないかなと思います。

それから16ページです。これは花博とかいろいろあるんですけども、日本の場合、かなりお祭りごとで終わっちゃう部分が多くて、これはあまり感心しませんね。やること

はいいんですが、中身をもう少しきちっとしないと、少なくとも、ヨーロッパでやっている「みどり」の博覧会的なものというのは、もっとずっと5年とか10年かけてやって、ちゃんとそこは、将来の「みどり」の空間として残すという基本的な考え方であるわけで、線香花火的なもので終わるといのはあまりいいことではない。しかも入ってみると、外来種のオンパレードですね。

ついこの間もあるところで地域振興だというのでやって見にいったら、シバザクラがだ一つと植わっているんです。あれはアメリカの植物なんですね。それが、山岳地のすごい自然を守らなきゃいけない場所でやっているんですよ。そこへ行くと、60万人来てよかったねと言っていて、ほんとうによかったのか。よくわからないですね。日本人の文化って一体何なんだろうかと思いましたが、そういうことが、この博覧会関係というのは非常に日本では多いので、中身をどうするか。何でやるのかということですね。ほんとうの国づくりの自然と共存した美しい国をつくろうということの哲学が見えないということが多いんですね。ここもやっぱり中身を書いてほしいなという感じがいたします。

大きくはそんなところでしょうか。

【委員長】 今のご指摘に対して何かご回答はありますか。

【事務局】 今回、全体の取りまとめとして、我々事務局も中間取りまとめという格好が許されるということ的前提にして作業を進めていた関係上、次回からこの後半部分ということを最初は想定してしまっていて、ただ、全体の動きの中が、とにかくもう重点計画へ向けた考え方の取りまとめというのを、この7月という時点で全部終わらせるという方向になってきてしまっていて、それで急いでこういう書き方になってしまいました。

今のお話ですけれども、最初の遺伝子、植樹の関係のところとか、それから博覧会の関係ですとか、ちゃんと博覧会自体を裸で表記するのではなくて、そういった内容みたいなものを書き加えさせていただいて、いずれにしても重要な普及啓発手段であることには変わりないと思いますので、その辺を書き加えさせていただいて、残させていただきたいと思います。

【委員長】 特に、公式行事含めてお持ちですので、そういうことが多分背後に、こういう記載があると思います。

また、最後の具体的な加筆については、いろいろ、今のご発言を踏まえて検討させていただきたいと思います。

【A委員】 今の生物の多様性については、お話しいただいたんですが、私も幾つかそう

いうあたりが気になっていて、特に野草関係につきましては、わりと植物についてはイギリスなどでは、薬草園の関係の方が持続可能な社会づくりということで、大学で研修をしたりとかしている。日本だとほとんどそれがないんですね。

それと、今、野草のことを知っている人は80歳ぐらいなんですね。団塊の世代はほとんど知らないんです。そうすると、その知恵というんでしょうか、知識をどう伝えていくかというあたりで、野草を食べる会とか、NPO的な人が本を出していますけれども、それはほんの微々たる活動でしかないんですね。そうすると情報をどう伝えていくか、一般の方たちに。そこのところが何かちょっと書き込みがあると助かるかなと思います。

特に情報というのは、例えば、私が地方に行きまして、ギフチョウを守る会をやっている人たちがいるんですが、その地域を見せていただきますと、ちょっと小金持ちになって、敷地の広い家を建てられているんです。そうするといわゆる日本庭園をつくるんですが、そうすると、ギフチョウは、ほとんど来る植物がなくなっちゃったんですね。その近くの小学生が守っているんですが、今度はそこにギフチョウがいるということを知っちゃうと、荒らされるということで、子供たちは年に2回手入れをしているんですが、そこを散歩道から見えないように隠して手入れをすとか、そういうことがあって、自分の庭園、今回わりと民有地の「みどり」が書かれておりますけれども、それが大きなお屋敷のものを残すということはまた大事ですが、それぞれの庭をつくるときに地域のもともとの植生とか文化に合った、風土に合ったものを植えていた。そうすると、必然的に柑橘類とか、カンアオイとか、そういう中でギフチョウが来るわけですけども、そういうあたりもほとんど一般の方はわかっていないんですね。ですから、民有地を大事に、民有地の「みどり」といったときに、そういう情報を一つ大事な提供として、やる仕掛けをちょっと書いていただくと、少しはまた対応してくださる方たちが増えてくるのかもしれない。

それからもう一つ、私、ことし千鳥ヶ淵を歩いてみたんです、桜がきれいだったということで。しかし、私の友人はやはりここで農薬が使われているというんですね。次の日に目がちかちかとか、きれいな「みどり」を、あるいは桜を鑑賞しようとするための手入れが、メンテナンスとして薬剤が使われているということで、そういったあたりを、メンテナンスのことが大分書き込まれていますが、そこが健康管理とともにどう書き込んでいくかということが、これは具体的指標まであらわせられないところもあると思うんですが、そういうあたりが1つ。

それから、こども環境学会をやっております、4月末に、乳幼児からの遊びというこ

とで、公園の利用のことを少し考える分科会を持ったんですが、そのときに横浜市環境創造局では、公園を少し継続的に使う方は改廃というんですかね。今までの公園法では一切手を加えられないということで、羽根木プレーパークなどは、ほとんど初めに許されたとおりにしか改変していないんですが、1つ事例ができたので、これは多として進め……。そういった継続的に使うということを市と契約を結んで、乳幼児の方が、そんなに仰々しい草花は要らないわけですね。原っぱとかそういうところで、ちょっとした工夫で、お母さんたちも来て、そこに今、子育て支援の、子育て経験の中年のお母さんたちが、お母さんたちをサポートしています。そういうところに使えるような提供ですとか、そういうことも少し書き込んでいただければありがたいかなと思って、伺っておりました。

先ほどの情報提供につなげて考えますと、イギリスなど、夕方ぐらいのテレビで、BBC放送が子供向けのランドスケープのプログラムをやっているんですね。それは簡単なお台所、キッチンのお盆に紙粘土で造形は、景観はどういう形で作ってほんとうに身の回りにあるもので、子供たちに興味を持ってもらうような形。そして、歴史的な公園とか建造物がどういう形で動くのかとか、そういう番組をやっているんですが、日本はほとんど今、マスコミのあれは見せられない。そして、子供たちは興味があるのはゲームしかないんですが、ほんとうは身の回りに対しては大事だと感じている子供は多いんですね。学校で4年生ぐらいまでの授業を見ていると、日本の子供はとても生き物が大好きですし、植物も、栄養士の先生が本物を食べさせたいということで、子供たちに種からまいてやると、ほんとうに土を触りながら、太陽と水と、大きく育ててねと願っているんですね。地域の菊づくり名人が来ても、子供たちは触らせてもらえないんですね。

そういうことで、もう少しそういったプログラムのものも、何かテレビの情報とか、そういうものでも少しやっていただける、あるいは、全国に国交省のセンターがあるのかもしれないけれども、そういったところでも情報提供していただけるような形、プログラム提供していただけると、もう少し先生たちも、あるいは地域の方たちもそういったものを活用しながら、子供たちと一緒にやっていかれるということができないのではないかと、いうふうに思っています。

【委員長】 ありがとうございます。今のご指摘に対して、何か事務局からお答えになることはありますか。

【事務局】 最初の民有地の中のいわゆる野草ですとか、自然の関係の情報のお話ですとか、あるいは最後の環境教育的なプログラムの取り組みみたいな話と、それから公園の場

の提供というような機能をきちっとやるべきだという、その辺はきちんと書き加えていきたいと思います。

一つ、確かに抜けていてまずかったなと思うのは、農薬の関係とか、安全とかいうことを書きながら、その部分に触れていなかったなという反省がございます。公園の中では、幼虫害があまり大量に発生しなくても定期的に農薬散布するということが一部見受けられるというような指摘がされているところもありますので、ほんとうに必要な最小限の、利用者にとって不快になったり、あるいは非常に刺されて痛い虫があるとき、大体そういうふうに普通はやっているんですけども、そういうときだけ駆除のために使うというような、きちっとした考え方のもとで使うというような配慮が必要だということも、安全の中で書いていきたいと思います。

【A委員】 すみません、ありがとうございます。

それと、もう一つ、今、マネジメント、管理がいき過ぎちゃって、学校の先生が一番困るのは、ドングリとかそういうものを活用しようとするときに、みんな清掃されちゃっているんですね。前の日に行って、管理事務所に、ぜひドングリをまいておいてくださいとか、そういうことをお願いしなくちゃいけないほど、日本の方のまじめ過ぎるところがあって、先生は事前に行きますから、去年はあったのにことしはないとか、非常にその辺のところ。じゃ、学校でドングリを植えればいいのかというと、またそこも、今度はメンテナンスの問題があったりとか、ちょっとややこしいところもあるんですが、子供たちは学校でそういう自然公園まで行って学習していますので、その辺を。あまり書き込み過ぎてもいけないので、具体的な指標にするときにはちょっと書き込みなさいということも、そういったのもよろしく願います。ありがとうございます。

【委員長】 F臨時委員、どうですか。

【F臨時委員】 これは来月7日には報告ですね。きょうのご意見も含めて、あと委員長に整理していただいて、私はそれで。

【委員長】 ありがとうございます。

では、もうしばらく時間をとりたいと思います。マリさんがおくれて来られたのですが、実は6月の、資料3に今までの経過と今後が出ているんですが、6月7日に親の委員会の組織となります都市計画部会に報告したいということになりまして、ぜひ、こういう点の加筆修正とか、もしあれば、具体的にご指摘をいただくとありがたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

【E委員】 今のお話、生態系の話もあったんですが、野草の話で、以前も話したと思うんですけども、アメリカのヒルトンヘッドアイランドという、サウスカロライナは都市計画の中に、そこにもともとから存続している植物以外のものは、町の景観とかランドスケープには使わないということを条例でつくっているんです。ですから、都市計画とかまちづくりの中にこのように植物も一部分としてちゃんと組み込む、ワンセットであると。形だけではなくて、やはり生態系ということもすごく重要なので、理想としては私もそうであってほしいなと思うんですが、やっぱり一定地域に関しては、もともとからそこに存在していたもの以外は使ってはいけないみたいな。よく日本になかったような植物とか花があちこちにあたりすることがあると、何となく不思議な感じもします。都市計画とか景観条例とかそういうものの中に、逆にただ「みどり」としてのイメージではなくて、組み込むということも考えられるのではないかなと思うんです。

もう一つ、ストックの話が21ページに出てきているんですけども、ストックというのは、「みどり」のストックと、あと、これは社会資本整備の基本の中に組み込まれるものでもあるわけですけども、道路の利用の仕方というのは、先ほどH臨時委員からの話の中でも海岸と同じだと思うんですけども、海岸の護岸として使っていないときには、やはり「みどり」に戻してもいいんじゃないかと思うんです。で、「みどり」として活用できないというんでしょうか、別の用途として使わなければいけないときには、道路とか、またそういうハードに戻していくという。

もうちょっと融通があってもいいのではないかと。例えば、銀座通りにちょうど数寄屋橋のほうから皇居、警察署のほうに向かっていくと、途中から道が下にくぐって、そしてちょうど裁判所でしたか、法務省の手前のところで上がりますね。今の日比谷公園と皇居が大きな広い道路で切断されているような状況なので、例えばあの道を全部アンダーグラウンドに、一部だけではなくすべて持っていけば、上に緑化できて「みどり」が増え、そして道路もちゃんと通るような形で「みどり」を増やしていく。この日比谷公園から一体感がずっと感じられるように、道路を下に下げていくということだってできると思うんです。

例えば岐阜市みたいに、私も以前から言っている広い道を、一回拡張したものの、地域がさびれてしまって、広い道路が似合わなくなってしまっている地域もあるわけですから、そういうところの両側をもう一度緑化することができる。だけれども、また地域が発展し、また人口が増え、そして道路を拡張しなければいけないときには、グリーンベルトを

もう一回活用すると。もうちょっと余裕を持って、以前リダンダンシーという言葉がはやりましたけれども、そうやってストックとして、単なるハードではなくて、面積をストックとして確保できるように、それをいかようにも活用できるようにするということが大事じゃないかなと思うんです。

今、三菱地所が新しい新丸ビルと丸ビルの間のところに木を植えるんですね。そうすると、道は狭くはなるんですけども、東京駅から皇居を見たときに、一列になったきれいなラインにまた戻るということが、非常にその地域にとっても景観的に美しくなるわけです。それが、ただ一企業がそういう形でしていくのではなくて、やはり都市や町、そして自分の地域全体として、何かものできたときに一緒になって支えていこうということも、そこで一つの動きが出てくると思うので、そういうこともこの中に組み込んでもらえると、それこそ地方都市で人口が減り、例えば津市みたいなところに行くと、ほんとうに歯抜け現象で、もう全く人が歩いているのかどうかかわからないような状況で、あちこちぼつり、ぼつりとたくさんのオープンスペースがあって、それで道路が非常に寂しい感じがするところに、もっとふちのところに「みどり」を増やしましょうとか、そういうことができるようになれば、また地域の潤いというものが出てくるんじゃないかなという感じもするんですが。

【委員長】 ありがとうございます。今のご指摘に対してはいかがでしょうか。

【事務局】 道路の地下化の話も非常に大規模にやるということになると、いろんな問題があって、なかなか直接にこういうことを推進すべきだということは書きにくいんですけども、以前この審議会の中でご紹介させていただいた例で、仙台市の定禅寺通りの例があったんですけども、もともと都市計画道路であったところが、真ん中の中央分離帯を公園としてダブルで計画決定していたところが、いろんなカフェとかジャズフェスティバルだとか、そういうことで使われていく過程の中で、道路としての計画決定を外して公園、ほんとうの純粋な公園として機能するような空間として整備をしているという例があるので、その辺を手がかりにして、余裕のある土地だとか、そういうものに「みどり」の機能だとか、公園的な機能を付加していくことを積極的に進めるべきだということをやちょっと考えてみたいと思います。

【委員長】 ありがとうございます。何かご意見ございますか。

【J専門委員】 すみません、もうちょっと時間があるものだと思っていたのでゆっくり考えていたんですけども、今回は後半は後半とあったのは、そんな恨み言を何とかもあ

ったものですが。

重要なことだけお話しさせていただければと思いますが、先ほどもありましたが、植樹活動と森づくりに対する支援制度とか書かれているんですが、最初のIのほうで、「みどり」というのは環境回復のプラットフォームであるとして書いていただいて、それはほんとうに感謝なんですけれども、自然と人や、人と人、町の環境等の環境回復、でも環境を回復していくための具体的な行動というのは、参加・協働だと思うんです。市民がどうここに参加し協働していくかということだと思うので、その具体的な施策の部分が後半の議論だろうと思っていたのでゆっくり考えていたんですが、その部分はあまり具体的に触れられていないというのが正直な感想です。

ある種それは限界があるのかもしれないのですが、ただ、そこで絶対に触れておいていただきたいなというところがあって、いわば、今ありました森づくりに対する支援制度とかが書かれていて、この文章の最後を見ると、植樹活動には先ほど指摘があったようにいろんな問題があると思うんですが、森づくり等に対する新たな支援制度を構築すべきということがあって、次にまた②のほうでも、「広域的な取り組み、多様な主体による取り組みに対する包括的支援制度」云々とあるんですが、ご存じのように具体的にハードに対する支援制度というのは随分いっぱいあると思うし、今回もできてくるのでしょうか。先ほどの護岸の整備や道路にしても、森にしても、ハードに対する支援制度は出てくると思うんですが、今回の書面にもソフトという言葉は出ているんですけれども、何をソフトとしているかという、今一番重要な、先ほど言いました関係性回復のための参画・協働というのは、やっぱりムーブメント、運動だと思うんです。国民運動と言ってしまうと、何か上から下への運動ですけれども、一番重要なのは下から上がってくる自発的なボトムアップのような運動というのはすごく重要だと思うんです。特にこの「みどり」についてはものすごく重要だろうということを、多分多様な主体の参画という中で言われているんだと思うんですが、それに対してのほんとうの具体的な支援制度、いわゆるムーブメント、運動論に対する支援制度というのを、かなり確実に書いておいていただきたいと思うのでしょうか。

やはりハードというのはわかりやすいわけですね。いつも言われることですが、図面をかいたり何したり、これに幾らかかりますということに支援がつくというのはわかりやすいんですけれども、運動論についてはよくわからないので、結果的につかないケースが多いですし、市民活動や市民参加のいろんなプロジェクトに対して、やはりなかなか

支援というのは具体的にされにくいというのが現状だと思います。

今回、これはある種、多様な参加であったり、ここまで書かれているのは画期的なことだと思いますので、特にそれをほんとうの意味で具現化していく担保としても、いわゆるムーブメントといいますか、運動に対してどれだけ支援していくかということを書き込んでいただけたらというか、書き方は難しいと思うんですけども、そう思います。

その一つは、例えば森づくりとあるんですけども、実はもう一つ重要なことは森利用のほうでもあると思うんです。つくるのも重要ですけども、例えば日本においては森がもっと使われる必要がいっぱいあると思うんですね、間伐材の問題から。実は私、今、2009年にある横浜開港150年のプロデュースをやっているんですけども、そこでは横浜の竹をいっぱい使おうと思っています。実は今、日本全国中竹というのが非常に森を侵している存在になっているわけですね。ご存じのように、かつて竹というのは非常に身近な存在で非常に利用度が高かったんですが、化学的などというか、プラスチック等によって全部代替されてしまって、今ほとんど使われなくて、実はタケノコすらも東アジア産になっていってしまう。

横浜というのは実はタケノコの産地だったんですが、ほとんど横浜産のタケノコが食べられなくなったので、放置竹林になってしまって、ご存じのように孟宗竹というのはものすごい勢いで繁栄していきますから、それが実際に横浜で、非常に緑地被率31%で、唯一残している森すらも今それを脅かしている状態なので、その竹を市民が使っていこうという運動をつくりたいと思っています。それはもっと竹を自分が、市民の人たちが日常的にも、あるいは建材としてもどんどん使っていくという消費する運動をつくることで、竹林が再生していく。竹林の再生というのは基本的には周囲の森の再生につながっていくというような運動を市民がやろうとする際に、やはり非常に具体的に難しいと思うんですね、こういうことの支援というのは。

だけれども、そういうことがこれからすごく重要な森づくりというのは、森利用とか使用とかいう部分としてすごく重要なことになると思いますので、そういうところへの支援制度というものを可能にしていきたいなど。今回の突破口として、そういうところがちゃんと書かれているといいなというのが、基本的に実は言いたいことで、もうちょっとこれについて詳しく分析して、どこかでお話ししようかと思ったんですけども、そんな時間は実はないということだったので、とりあえずそれをまずご提案させていただきます。

【委員長】 今のご指摘に対していかがでしょうか。

【事務局】 確かに我々が政策とか、いろいろ制度とかを考えると、いわゆる市民団体の方々に対してどこまで支援できるかというのは、予算とかも含めて考えると、かなり距離があることはあるんですよ。特に国が行うべき施策ということを前提に考えると、地方公共団体とかを挟んで、どういうことができるかとかいうような考え方になるんだと思うんですけども、例えば専門家の派遣ですとか、そういうようなことはあったにしても、多分小川委員がおっしゃられているようなムーブメントの支援とかいうのは、そういう専門家の派遣とかいうものじゃないですね。だから、なかなかうまくこうやって書けそうだなというのが思い浮かばないんですけども、公共団体がもっとコーディネートする機能とか、いろいろな制度の中でうまくそれが立ち回れるようにしてあげられるようなサポートするような役回りだとか、そういったところをどういう人が果たしていくかとか。

先ほども話があった、場をどうやって提供するかだとか、そういうようなことの積み重ねのような気がするので、一度原案をつくってご相談をさせていただきたいと思います。

【J専門委員】 ここにある活力とか環境をほんとうに生かしていくのは、そういう力がないと、具体的にはあまり前と変わらない、ハード的な世界になっちゃうと思いますので、ぜひその辺をお願いしたいなというふうに思います。

もう一つは、もうちょっと多様な参加のところで、森づくりとか書かれていますが、どちらかという行政側というのはメニュー提示型の参加が多いと思うんです、まず森づくりに参加してくださいと。もっと多様な参加が自由に、こういうことをつくり出せるような言い方というのを入れていただきたいなと。

例えば、ちょっと卑近な例でほかの省庁に申しわけないですけども、チーム・マイナス6%というのがございますね。あそこは6つの活動に参加してくれという言い方をしている、これはメニュー提示型とって、僕らにしてみると古い市民参加の方法なんですね。そうじゃなくて、CO₂を固定化するには市民は何をすればいいか。もっと市民の知恵を絞り出すような運動にするのが本来の国民運動だろうと思いますので、そういうような、もっと自由のある「みどり」への参加というのを支援するという、何かそういうものが欲しいと思いました。

【委員長】 ありがとうございます。いろいろ、書き込みについてはまたご検討をお願いしたいと思います。

A委員。

【A委員】 先ほどのJ専門委員の発言に触発されて、実際に例えばバリアフリーのとこ

ろ、23ページ、国立公園でもバリアフリーの対応がすごくでき上がっていて、昭和記念公園が一番利用されているんですが、新しい北アルプスの安曇野では、障害のある方、それから高齢者の方に実際に歩いてもらって、ある大学がサポートしながら、実際にこれでいいとか評価しながら進めているわけですね。実際に目の見えない方用の掲示のあれも使って。そういうあたりを少し事例的に示しながら、もう既にやっているものを改善して、こうという取り組みをやっていらっしゃると思うんです。

それと、私は文科省のほうのいろんな審査をやっていると、大学が森に対して結構入り込んで、いろいろと学生を参加させながらやっているという仕組みができ上がっているの、何か国が即お金を出すというと、やっぱり都道府県、市町村があるので、その書きぶりはちょっと難しいかもしれませんが、現実が動いているというところはありますね。ですから、そういうあたりが、もちろんNPOで間違った知識を与えるようでは困りますけれども、そこはまた生態協会さんのほうに情報を問い合わせをできるような形にして、そういう何か動きがキャッチできるような書き方を、具体的にどこに加えたらというのはちょっとわかりませんが、現実には動いているので。

それから、全建のあれで、私も審査委員長をやっていると、結構3年間の公共事業でいろいろと住民参加でやっている事例なんかもありますから、公園が少ないのはちょっとあれですけども、道路が多いんですけども、何かそういうあたりを検証して、やっているわけですね。ですから、そういうあたりも少し書き込める、ちょっとイメージができるようなところが必要かなと思いました。

全体の書きぶりがだめだということではなく、たくさんいろいろと書いていただき、枠組みは私はこれで賛成しています。

【委員長】 どうもありがとうございました。また、ご検討していただきたいと思いません。

一巡していますので、私からも発言ということで、実は、この公園小委員会、都市計画部会の公園小委員会でございまして、当然ながら都市計画行政の中で、特に大正期以降、いろんな公園緑地をつくる努力がされてきて、既に完成してから、関東大震災のものももう70周年たっているわけです。ちょうど今月、大阪の御堂筋ができて70周年で、地元でもイベントをやっているようなんですが、御堂筋も大正にはイチョウ並木を、戦争中に一度軍が切る命令を出したのを必死になって守ったという経緯もあって、今の堂々たる並木になっているわけでございます。

どういふふうにするか、これは委員としてのお願いということで、委員長の指示ではありませんので検討してほしいんですが、一応、今回は管理のあり方となっていますので、やっぱり50年、70年のインフラの良好な空間とかストックが現に全国各地にあると思います。それは仙台の定禅寺通りの「みどり」は、大変市民が大事にしてくれて、木を1本するのも市の中で大騒動になるような市は別としまして、たまたま管理している公共団体が自分でどうでも再配置とか移してもいいという土地であると、首長さんが勘違いされるようになると困るということで、つまり公園というのは、多少機能が同じであれば、少し別の場所に移してまた木を植えかえてと、確かに公園としての復元はできるわけですが、その地域にあって、また地域から非常に愛好されていたという公園なれば、やはりそれ自体は一つの大事にしなきゃならない歴史だろうと思いますので、こういう発言をすると大体どこを想定しているかわかりだと思んですが、つまり、東京都の中も大変大名屋敷の跡地が多くて公園のストックが大きい文京区で、学校から公園から、いろんな公共施設の再配置を多摩市からやっています。その結果、既存の公園の2カ所についての地域の住民からの保存運動があるということで、ほんとうに公共施設の再配置が必要なのかどうかということは、全体像はちょっとわかりませんが、私として、やはり逆に言うと、地域から愛されている公園があるというのが一つはあるわけでございまして、やはりそういう歴史とか、そこに存在してきたものをもう少し大事にしようじゃないかという観点が、どこかでちょっと。

つまり、単に、従来は都市計画、特に公園の変更・廃止等については、ほぼ同程度、もしくはそれ以上の代替規模となった場合には、変更していた事例が確かに過去にあるわけですが、未整備の公園は別としまして、既に整備されて、しかも地域にとっても意味があるということについては、それは安易に変更改廃というのは避けるべきだろうと思いますので、そこに何か警鐘を鳴らすような、それについては既に国としても地方公共団体への指導というのは、もともと制度上できないことになっておりますし、つまり、地域の地方公共団体の審議会ですべて全部終わってしまうことなんですね。ですから、国の立場からも、また何も言えないというのが実態でありまして、それが地方分権の中でのまちづくりの一つの姿なわけですが、少しそういうことを大事にしてくださいよという言い方をどこかで検討していただければありがたいというのは、これは一委員としてのお願いでございます。

そこで、一巡はいたしました。全体の枠組み等、基本的な内容についてはこれまで6

回の審議の過程で、ほぼご了解いただいていると思います。また、きょうそれぞれご発言いただきましたことはできる限り、事務局はいろんな時期も迫って大変だと思うんですが、頑張ってください、加筆修正を検討していただきたいと思うんですが、もしこの後さらにお気づきの点は、私並びに事務局にお伝えいただくということで。

実は、この資料3の後ろ側のところをごらんになっていただきたいんですが、どうもいろいろ、国土交通省の中での社会資本整備重点計画の策定のスケジュールの関係で、もともと今回の部会と小委員会は、社会資本整備重点計画の新たなものをつくるというためのいろんな審議をするということで始まっておりますので、こういう形でかなりスケジュールが中で決まってきたようであります。つまり、8月以降に来年度の予算要求をして、いろんな政策を実現したいという意図があるようですので、このような政府としてのこれからのいろいろこういうことの審議会の議論を受けて、新たに政策展開したいという意図もくみ取りながら、我々小委員会の報告としてはどこかで議論を収れんしなきゃいけないものですから、いろいろ書き込みすべき点は多々あるかもしれませんが、そういう点をご了解いただいてということで、また積み残し課題は積み残し課題ということで、いずれ何年後かに再度この委員会が再開するという場面もあると思いますので、またこの報告をフォローアップするという機会もおそらくあるのではないかと思います。

そういうことをお含みおきの上で、そろそろ一応小委員会としての議論を収束ということにしたいと思いますが、さらにどうしても追加の発言を今されたいということであればしていただいて、特にないようでしたら、これでそろそろ終わりにしたいと思います。

じゃ、それぞれ、マリさんと、池谷さん。

【E委員】 この小委員会の問題ではないと思うんですけども、新しい時代の都市計画はいかにあるべきかということなんですが、新しい時代は何なのかということが定義されていないと思うんですね。ただ、時間が動いているだけであって、新しい時代の国づくりはどうしていくのかということが掲げられていなくて、ハウツーは出ていても、ビジョンというのが、本文のほうで出てくるのでしょうか。

というのは、こっちは小委員会ですから、向こうが出している大きいマスタープランの中の小委員会として支えているわけですから、何をしようとして、どういう都市計画にしたいのかということ、私はもうちょっと明確にしないと、こちらが生きてこないと思うんですね。やはり新しい時代をつくっていく上においては、例えば税制優遇の問題もあつたり、いろいろな形で、国土交通省だけではこういうことは単独でできない、みんなで一

緒に横並びでやっていかなければいけないということを、私はもっと強調すべきだと思うんです。今公園をもっとつくっていかなければいけなくなってきたかという、結局今までの個人の家の「みどり」が相続のためにどんどん減ってしまったり、本来であったら別に建てなくてもいいような大きな再開発が何のためにできてきているかということも含めて、やはり考えなくてはいけないと思うんです。ですから、そういうところでの大きなストーリーをきちっとつくっていかないと、ただ同じことをまた繰り返していくような懸念もあるので、新しい時代は、日本にとってどんな時代なんですかということを、一つ向こうにも投げかけたいなと思います。

【委員長】　まとめてご回答いただきます。I専門委員。

【I専門委員】　たまたま私も同じようなことを考えていたわけですし、やはり日本の国の形、ビジョンをどうするかという目標があって、そこへ向かってどういう書き込みがあるのか。そういう中で、日本の場合、人口減少があるわけで、特に、とりわけすぐに起こるのは地方都市ですね。人口減少というのは実は、大変、美しい国を再度つくる絶好のチャンスでもあるわけですね。その辺の今後の形と、こうあるべきじゃないかということを訴える中で、人口減少を迎えて再度自然と共存した、また「みどり」と共存した都市をつくる必要があるということをやはり書く必要があるんじゃないか。

とかく、例えば北のほうのコンパクトシティで多少有名になった都市がありますけれども、あそこを見まして、私は大変危惧をするんです。古い形の、また何といいますか、中心地域に大きな建物をつくって、そこでまとまってすごいわけです。それはそれでいいんですけれども、それだけじゃやっぱり違うだろうと。それは決して美しい町にはなっていないだろうと思うんですね。その辺のことは再度きちつと言う必要があるんじゃないかと。そうしないと、美しいまちに行かなくて、汚くて、また収縮していっちゃうということが起こるんじゃないかなという感じもしますので、人口減少は現実にかかるわけですから、その辺をきちつと書く必要があるのかなという感じです。

【委員長】　ありがとうございました。まとめて事務局からご発言があれば。

【事務局】　新しい時代の国のあり方とか、そういう一番近いところだと、都市計画ですとか、そういうような話になるかと思いますが、書いている中では、確かに人口減少ですとか、高齢化の話だとか、社会背景みたいなことは、一応基本的な認識ですとか、そういうところで書いていますね。確かに、国の姿とか、個人の生活の姿が、30年後、50年後どういうふうになっているか、どういうものを目指すべきかというところ

ろまで踏み込んで、こちらから、「みどり」の世界からこれが答えであるということとはなかなか書けないんですけれども、書く基調といいますか、トーンというのは、やはり大きな流れとして、環境だとか「みどり」だとか、そういうものを目的化したような政策とかいうようなものが、全体的にそういう流れになっていくんじゃないかなというか、「みどり」の世界の人間からすると、やっぱりそういうものを環境内で目的化したような、いろんな政策というのを打っていくべきだというふうに考えていますので、少しでもそういう主張が伝わるような書きぶりを考えていきたいなと思います。

【委員長】 H臨時委員。

【H臨時委員】 肝心なところに話が来ちゃったんですが、結局コンパクト化して、今便利に、より時間のほうも、経済もですけれども、コンパクト化したとしても、生活環境を豊かにという、それをどうやって両立させるかということの中に、この「みどり」のあり方というのがあるわけですね。どんどん自然に返してよければ、「みどり」の問題なんか起こってこないわけですよ。だから、その辺、ぜひしっかり書いていただきたいと思うんです。

要するに、もっと人口が集中して住む時代、つまり都市化がどんどん進む時代になってきているということが背景にあるんだということは、多分親委員会のほうではわかっていると思うんですけれども、その中でどうあるべきかという問題だというふうに私は理解して参加しているんですけれども、よろしくお願いします。

【委員長】 ということで、よく親の部会に関係する皆様方にお伝えいただければと思います。

そこで、この小委員会報告、冒頭の書き出しも、この答申の中のある一部の中で今回、しかも重点計画に対応してと、どうしてもこういう限定をしているものですから、どうも少し本来、「みどり」の役割はとか、美しい国づくりはどうなのかというところを言いたいところをどうしても抑制しているというところで、やや皆さん、その点にご不満だろうと思いますし、私が不満と言ってしまうと困るので、あえて言わないようにしておりますが、一たん今回は、今月の時点で我々の成果として頑張っただけまとめということで、一つの成果であるということをご認識いただければ。これまで7回にわたり、またきょうはご欠席されていますが、小田原市でも現地で開催させていただいたり、いろんな形で、また東京都も歴史的なこういう「みどり」のストックの中で開催したり、またいろんな関係の公共団体からもご協力いただいた中でまとめられたものでございます。

一応、そろそろ時間も迫っておりますので、さらにもしお気づきの点があれば、私並びに事務局にお寄せいただくという前提で、本日いろいろご指摘、またご意見いただいたことを踏まえて、本日の案に適宜加筆修正を加えた上で、日にちが決まっているわけですが、6月7日に開催される予定の親組織であります都市計画部会に、この公園緑地小委員会の報告として提出したいと思いますが、最後の文面のいろいろなところについては、申しわけございませんが、再度小委員会を開くという時間的なことも難しいということでございますので、小委員長に一任ということでご了解いただけると幸いです。が、いかがでございましょうか。

(「はい」の声あり)

【委員長】 ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきたいと思います。

それでは、一応そういうことで、文面修正ありという前提でございますが、本日の資料2についてご了解いただいたということでございますので、今回の公園緑地小委員会の審議は本日をもって終了ということになると思います。

今回の報告の取り扱いと今後の日程等について、事務局からご説明をお願いしたいと思います。

【事務局】 それでは資料3という、1枚紙をお配りしております。表のほうにはこの小委員会の立ち上げから5月21日、本日までの経緯が書いてございまして、裏のほうに今後のスケジュールということで、全体の都市計画部会から、それから計画部会のほうに上げていくという過程のことが書いてございます。

6月7日に都市計画部会に、この小委員会からの報告という形で上げさせていただいて、6月21日には今度全体の計画部会ですね、それから基本問題小委員会が開催されるということで、これが6月21日は、次期計画の策定と現行の計画のフォローアップと書いてある下に、基本問題小委員会も今回でもって解散と、6月21日ですね。要するに7月12日の全体の取りまとめに向けて、社会資本整備重点計画に向けてやってきた全体の組織というのが一つの役目といたしますか、あれが終わるという格好でのスケジュールという格好になっております。

その後、8月に概算要求という格好で、今度は5カ年、重点計画ですね。重点計画を含めて20年度の予算要求をして、12月に政府の原案ができるということになると、今年が明けて、今度は社会資本整備審議会へ、重点計画を策定してくれというような付議が

なされるわけでございます。また、2月から3月ということで、策定案はできて、パブリックコメントをやって、地方公共団体からも意見を聞いて、6月ぐらいに、これは来年ということでございますけれども、来年に計画部会で回答が得られるということで、夏には閣議決定されるという段取りで進むことになります。

ですから、今回の小委員会についても計画部会に報告を上げるということが一番大きな目的ということで、ここに書いてあります基本問題小委員会と同じように6月7日の計画部会で了承ということになれば、この小委員会は形式的には解散するというような段取りになっております。

今回、うちの事務局の運営のミスから中間取りまとめという形でできるものだと思っておりましたけれども、これが急遽まとめなきゃいけないということになったこともございますし、また、要求する段階ですとか、この重点計画を決める段階ですとか、また委員の先生方からいろいろなリクエストの中でもう一回議論してみたいということがあれば、審議会という形ではないですけれども、懇談会ですとか、いろいろなやり方ができると思っていますので、またご意見をお伺いするような場も、必要に応じて考えてもらいたいと思います。

以上でございます。

【委員長】 事務局、ありがとうございました。ほかに特に事務局からご発言がなければ、これで審議としては終わりにしたいと思いますけれども、委員の皆さん、よろしゅうございますか。

ありがとうございました。

最後に、審議としては終わりましたので、公園緑地課長から、何かご発言あれば、よろしく願いいたします。

【公園緑地課長】 長時間にわたりまして、報告に向けましての大変貴重なご意見、またご熱心な審議をありがとうございました。事務局側としても少々残念でございますが、本日が最後の小委員会でございます。今、事務局からご答弁ありましたようなことも、心の準備をさせていただきますが、きょうが最後の小委員会ということでございますので、都市・地域整備局長から、委員の皆様一言お礼のごあいさつをさせていただきたいと存じます。

【都市・地域整備局長】 という公園緑地課長の指示でございますので、一言。

昨年の9月から小委員会をきょうまで7回、大変熱心に、貴重なご意見を賜りまして、ほんとうにありがとうございました。特に、この小委員会は委員長の計らいもございまし

て、各委員からご報告、レポートをいただいたり、あるいは六本木ヒルズにお邪魔して委員会をさせていただいたり、いろんな現場を見せていただいたりということで、非常に私どもにとって、むしろ実りの多い委員会でした。ありがとうございます。

その分、こちらのプレゼンテーションをこなしていただく時間が追われまして、特に最後のほうはちょっとばたばたしまして、大変申しわけございませんでした。再三議論が出ていますけれども、全体のスケジュールの関係もありまして、ちょっとご無理を申しあげましたことを、改めておわび申し上げます。

実は私の立場で言うと、今週3つございまして、これが最初で、この後、都市交通・市街地整備小委員会とか、下水道小委員会とか、それぞれ今週ございまして、いずれもこれでおしまいという、同じおわびを3回言わないといかんという、きょうは1回目でございます、私もちょっとつらい立場で。冗談はさておき、ほんとうにありがとうございました。

従来の、私どもの政策等で持っている都市公園を整備していくかという視点から見ると、「みどり」の対象も質、あるいはだれがやるかとか管理の問題とか、いろいろ我々の想定以上に話が広がって、いいレポートでありました。むしろ、私どもの政策ツールが届かないところもたくさんご指摘いただきましたので、それは課題でございますけれども、こういうレポートはなるべく広い、長い射程を構えてやったほうが、とりあえず苦勞するところもあるんですが、長い目で見て財産だと思っています。ほんとうにありがとうございました。今後とも引き続きよろしくご指導いただけますよう、またぜひこのメンバーで議論できることを私も期待して、ごあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

【委員長】 ありがとうございます。来年度に向けて、いろいろまた、こういう「みどり」に関する施策が少しでもまた広がることを期待しておりますし、また我々のいろんな発言も今後の課題として受けとめていただけるということですので、大変ありがたいことだと思っております。

それでは、まさに時間も参りましたので、なかなか名残が尽きない点もございますが、一応ある小委員会報告を出して、使命を果たすことができましたので、これをもって閉会ということにさせていただきたいと思えます。

これまで、ほんとうに長期間にわたりご審議いただきまして、また、委員の皆さん、事務局の皆さん、大変だったと思いますが、まことにありがとうございました。

以上で終わりにいたします。

— 了 —